

平成24年10月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
株式会社ドクターシーラボ
代表取締役社長 石 原 智 美

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年10月22日（月曜日）午後7時までには到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年10月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ サンプラザホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第14期（平成23年8月1日から平成24年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（平成23年8月1日から平成24年7月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://ir.ci-labo.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://ir.ci-labo.com/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成23年8月1日から
平成24年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要を背景として、緩やかな回復の兆しが見られました。しかしながら、欧州債務問題や原油高などを背景とした海外の景気減速の影響、国内における電力供給の制約や長期にわたる円高の影響により先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは第3次中期経営計画の2年目として、既存顧客の継続的ご購入回数の上と積極的な広告宣伝活動による新規顧客の獲得を軸とした長期的成長基盤の確立に取り組んでまいりました。その結果、新規顧客を計画通り多く獲得することができましたが、無料サンプルや商品に欠品が多く発生したことが影響し、売上高を想定通りに伸ばすことができなかつたとともに、夏のボーナス商戦時の販売が伸び悩み、厳しい決算となりました。

販路別に見ますと、通信販売においては、積極的な広告宣伝活動により新規顧客を年間120万人と多く獲得することができ、売上高の伸長に貢献しました。しかしながら、商品や無料サンプルに欠品が多く発生してしまったこと等が影響し、サンプル請求者の本商品への引き上げが伸び悩んだことが課題として残りました。また、夏のボーナス商戦時にセット商品等の高単価商品の販売が伸び悩み、販路別の売上高計画を下回る結果となりました。以上により、通信販売の売上高は25,203百万円となり、前期と比較して15.9%増加しました。

対面型店舗販売においては、直営・百貨店に2店舗、GMSに8店舗出店した一方、百貨店2店舗、GMS2店舗を閉店しました。また、ブランドコンセプトを明確にした新カウンターデザインへのリニューアルを推進しました。

直営・百貨店では、店頭での新規顧客の獲得が年間通して伸び悩み、既存顧客に対する新商品のご紹介活動の徹底等により販売強化に注力しました。一方、GMSでは、既存顧客数が大きく伸長するとともに、新規出店効果も加わって堅調に推移しました。以上により、対面型店舗販売の売上高は4,598百万円となり、前期と比較して6.7%増加しました。

卸売販売においては、年間を通して厳しい状況が続きました。これは、ドラッグストア販路の強化を図るべく卸売販売先行にて発売した「ハーバル02シリーズ」の売れ行きが想定を下回ったことやバラエティショップ向け出荷の不振、QVCの不調、専門店の店舗数縮小による売上高減が主な要因であります。以上により、卸売販売の売上高は8,523百万円となり、前期と比較して9.5%減少しました。

海外においては、香港は中国本土からの観光客による購買が増加し、年間を通して好調に推移しました。免税店にて展開する韓国においても、日本人観光客への販売を中心に好調に推移しました。しかしながら、主力地域である台湾がTVショッピング販路の縮小を主因として前年実績を下回りました。また、シンガポール・マレーシア地域及び米国においても厳しい決算となりました。シンガポール・マレーシア地域は、現地法人設立に向け販売代理店への出荷を抑えたこと、米国は、卸先を優良店舗に縮小したことに加えてハワイ直営店を閉店したことがその主な要因であります。以上により、海外事業の売上高は757百万円となり、前期と比較して1.0%減少しました。

利益面においては、売上高営業利益率が22.9%（前期実績28.3%）、売上高当期純利益率が12.9%（前期実績16.6%）となりました。第3四半期に、テレビCM等の広告宣伝を積極化し、費用を投下いたしましたが、商品や無料サンプルに欠品が多く発生してしまった為、売上高を最大限に伸ばすことができなかったことに起因し、利益率は前期と比較して悪化しました。また平成24年8月31日に消費者庁より、超音波美顔器の広告物が優良誤認にあたるとして措置命令を受けたことに伴い、当該商品の返金に係る損失を423百万円計上いたしました。

以上の結果、売上高は39,082百万円（前期比7.9%増）、経常利益は8,998百万円（前期比11.6%減）、当期純利益は5,036百万円（前期比16.1%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

<化粧品事業>

化粧品事業は、ドクターシーラボブランドでは、引き続き「アクアコラーゲンゲルエンリッチリフトEX」が好調に推移しました。また、リニューアル新発売しました「アクアインダームスーパーエッセンス」「スーパーホワイト377ウルトラ」「BBパーフェクトクリーム」も堅調に推移しました。しかし、当期の注力商品であった「ハーバル02シリーズ」の売れ行きが計画を下回ったほか、卸売販路の不調が影響し、全体としては、売上高を大きく伸ばさせるには至りませんでした。ラボラボブランドは、「毛穴0肌ライン」の主力4商品のリニューアルを行ったほか、一部のドラッグストア限定で発売した「UVプロテクトゲル」が好調に推移しましたが、前期は「スーパーモイストゲル」のCM放映効果が大きく、前期実績を下回る結果となりました。ジェノマーブランドは、通信販売で売上高を堅調に伸ばしているものの、主力販路である百貨店での売れ行きが低迷しており、前期実績を下回る結果となりました。

以上により、当連結会計年度における化粧品事業の売上高は36,980百万円（前期比6.5%増）となりました。

<健康食品事業>

健康食品事業は、健康・ダイエット食品「美禅食」や「プラセンタEXエンリッチリフト」が好調に推移したことに加えて、バラエティショップやQVC等の卸売販路にも展開を拡大したことにより、売上高を大きく伸ばさせることができました。以上により、当連結会計年度における健康食品事業の売上高は2,101百万円（前期比40.7%増）となりました。

区	分	売	上	高		
化	粧	品	事	業	36,980百万円	
健	康	食	品	事	業	2,101百万円

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は389百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

配送センター設備

店舗出店及びリニューアル

店舗システムの構築

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

店舗システムの構築

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (平成21年7月期)	第 12 期 (平成22年7月期)	第 13 期 (平成23年7月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (平成24年7月期)
売 上 高 (百万円)	25,899	31,789	36,233	39,082
当 期 純 利 益 (百万円)	3,046	4,699	5,999	5,036
1株当たり当期純利益 (円)	11,208.43	17,365.76	22,279.55	20,079.50
総 資 産 (百万円)	15,252	21,519	20,190	22,420
純 資 産 (百万円)	11,779	15,741	14,358	17,205
1株当たり純資産額 (円)	43,540.94	58,155.35	57,193.31	69,045.21

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Dr. Ci : Labo Company Limited	HK\$28,100,000	100%	化粧品事業 健康食品事業
喜萊博股份有限公司	NT\$40,000,000	100%	化粧品事業 健康食品事業
Ci : Labo USA, Inc.	US\$3,764,000	100%	化粧品事業 健康食品事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは第3次中期経営計画をもとに、事業を遂行してまいりましたが、計画の2年目にあたる当連結会計年度は、卸売販売の失速を主因として業績計画を達成することができませんでした。その為、当連結会計年度の業績を踏まえて、中期経営計画の最終年度の目標値を修正いたしました。中期経営計画の最終年度の目標達成と更に長期的な成長を継続するためには、下記の項目が重要課題と認識しております。

① コンプライアンス体制の強化

当社グループは、平成24年8月31日、超音波美顔器の広告物が優良誤認にあたるとして消費者庁より措置命令を受けました。お客様をはじめといたしまして、株主様、その他関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。措置命令を受けた事実を真摯に受け止め、再発防止に向けて人材の補強や社内コンプライアンス教育の徹底によるコンプライアンス体制の強化を図り、信頼の回復に努めてまいります。

② 事業拡大を支えるための組織強化

第14期においては、業務遂行に際して、的確かつ円滑な運用がなされない場面が散見され、小さな齟齬が大きな問題に発展する状況が発生してしまいました。こうした点を踏まえ、第15期初めより組織変更を行い、マーケティング部門と営業部門の連携の強化を図っております。更に指揮系統を明確にすることにより、意思決定のスピードを速めると同時に従業員の主体性を高めることができる組織を構築してまいります。

③ 顧客の継続購入率の向上

当社グループは、長期的な成長を実現する為には、長期に渡って継続してご購入いただけるお客様を多く獲得していくことが、非常に重要であると認識しております。その為には、無料サンプルの請求や初回購入等の離脱しやすい初期段階におけるお客様への訴求の強化が急務であると考えております。これまで蓄積された顧客動向を多角的に分析して作成したプログラムに沿って、顧客の継続購入率の向上に注力する計画であります。

④ 中長期的な成長基盤確立のための基礎作り

当社グループは、更なる中長期的な成長基盤を確立するために、新たな販路やこれまで訴求できていなかった新規顧客の獲得などが必要と認識しています。新たな販路においては中国本土への進出準備を着実に行的っており、年内にはeコマースを開始すると同時に百貨店カウンターをオープンする予定であります。また、新規顧客の獲得に関しては、男性用商品を発売し、新規市場の開拓を促進する予定であるほか、様々な可能性を模索し、積極的に挑戦をしていく所存であります。

(5) 主要な事業内容 (平成24年7月31日現在)

事業内容	主要商	品
化粧品事業	アクアコラーゲンゲルエンリッチリフトEX、ハーバルゲルO2、スーパーホワイト377ウルトラ	
健康食品事業	美禅食、プラセンタEX、ドクターシーラボ青汁	

(6) 主要な営業所及び工場（平成24年7月31日現在）

名	称	所	在	地		
当	社	本	社	東京都渋谷区		
		大	阪 営 業 所	大阪府大阪市中央区		
		配	送 セ ン タ ー	埼玉県川口市		
		メ	ディカルリサ ー チ セ ン タ ー	東京都渋谷区		
		店	舗	ド	クターシーラボ 銀座本店	東京都中央区 銀座コア 2 F
				ド	クターシーラボ 新さっぽろ店	北海道札幌市厚別区 新さっぽ ろサンピアザ 1 F
				ド	クターシーラボ ららぽーと柏の薬店	千葉県柏市 ららぽーと柏の薬 1 F
				ド	クターシーラボ ららぽーと横浜店	神奈川県横浜市都筑区 ららぽ ーと横浜 2 F
				ド	クターシーラボ 三井アウトレット パーク入間店	埼玉県入間市 三井アウトレッ トパーク入間店 1 F
				ド	クターシーラボ 三井アウトレットパー ク滋賀竜王店	滋賀県蒲生郡 三井アウトレッ トパーク滋賀竜王店 2 F
				ド	クターシーラボ お台場ヴィーナスフ ォート店	東京都江東区 ヴィーナスフ ォート 3 F
ド	クターシーラボ A Z 熊谷店			埼玉県熊谷市 A Z 熊谷 3 F		
	対	面型店舗	北海道地区8店、東北地区11店、 関東地区56店、中部地区23店、 関西地区25店、中国・四国地区 11店、九州・沖縄地区16店			
Dr. Ci:Labo Company Limited	本	社	香港			
喜葉博股份有限公司	本	社	台湾			
Ci:Labo USA, Inc.	本	社	米国ニューヨーク州			

(7) 使用人の状況（平成24年7月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
742 (116) 名	51 (3) 名増

(注) 使用人数は就業員数であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
669 (95) 名	42名増(1名減)	33.3歳	3.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成24年7月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成24年7月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 982,400株
- ② 発行済株式の総数 254,191株
- ③ 株主数 33,956名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 C I C	65,500株	26.28%
城 野 親 徳	55,047株	22.09%
ビービーエイチ オツペンハイマー グ ローバル オボチュニティーズ ファン ド	6,675株	2.67%
石 原 智 美	6,200株	2.48%
城 野 智 子	4,000株	1.60%
ノーザン トラスト カンパニー エイ ブイエフシー リ ノーザン トラスト ガンジー アイリッシュ クライアantz	3,832株	1.53%
ジェーピーモルガンチエース オツペン ハイマー ジヤスデツク レンディング アカウント	3,634株	1.45%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,393株	1.36%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口)	3,008株	1.20%
ノーザン トラスト カンパニー (エイ ブイエフシー) サブ アカウント ア メリカン クライアantz	2,253株	0.90%

- (注) 1. 当社は自己株式5,000株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式(5,000株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成24年7月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第5回新株予約権
発行決議日	平成23年10月13日
新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式1,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額	1個につき950円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり490,500円 (1株当たり490,500円)
権利行使期間	自 平成25年10月28日 至 平成28年10月27日
行使の条件	(注) 1
当社使用人への交付状況	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 1,000株 交付者数 37人

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成25年7月期の有価証券報告書に記載された当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）において経常利益が124.5億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- ②新株予約権者は、割当日から平成24年10月27日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に60%（但し、下記2. に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価額を下回った場合、当該下回った日以降、残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。

- ③新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。
- ④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥各本新株予約権の一部行使はできない。
2. 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の譲渡並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成24年7月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石原智美	
取締役会長	城野親徳	Ci:Labo USA, Inc. 代表取締役社長 Dr. Ci:Labo Company Limited 代表取締役社長、喜楽博股份有限公司代表取締役社長、株式会社シーインベストメント代表取締役社長、シロノクリニック院長、医療法人社団シーズ・メディカル理事長
取締役	神戸聡	販売事業部長兼情報システム部担当役員兼ロジスティック部担当役員
取締役	小杉裕之	財務部長兼総務人事部担当役員
常勤監査役	岩田允孝	
監査役	黒岩良樹	医療法人社団鴻鵠会理事、株式会社テクノスジャパン監査役
監査役	鈴木広典	トキワユナイテッドパートナーズLLP 代表パートナー、ときわ税理士法人代表社員、一般社団法人デジタルメディア協会監事

- (注) 1. 常勤監査役岩田允孝氏、監査役黒岩良樹氏及び監査役鈴木広典氏は、社外監査役であります。
2. 監査役鈴木広典氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、常勤監査役岩田允孝氏及び監査役黒岩良樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ①平成23年9月30日をもって、取締役中村一雄氏は辞任により退任いたしました。
 - ②平成23年10月20日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって、取締役佐藤忠昭氏、監査役荻原紀男氏及び監査役山田勝重氏は、任期満了により退任いたしました。
 - ③平成23年10月20日開催の第13回定時株主総会において、新たに小杉裕之氏は取締役を選任され就任いたしました。
 - ④平成23年10月20日開催の第13回定時株主総会において、新たに鈴木広典氏は監査役を選任され就任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (-)	93,880千円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4)	18,060千円 (16,980)
合 計 (うち社外役員)	11名 (4)	111,940千円 (16,980)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当期末の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、平成23年9月30日に辞任した取締役1名と平成23年10月20日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでいるためであります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成15年4月28日開催の第4回定時株主総会において年額500,000千円以内と決議いただいております。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。
4. 監査役の報酬限度額は、平成15年4月28日開催の第4回定時株主総会において年額80,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役黒岩良樹氏は、医療法人社団鴻鵠会の理事及び株式会社テクノスジャパンの監査役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役鈴木広典氏は、トキワユナイテッドパートナーズLLPの代表パートナー、ときわ税理士法人の代表社員及び一般社団法人デジタルメディア協会の監事であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

- ロ. 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会（28回開催）	監査役会（14回開催）
		出席回数	出席回数
監査役	岩田允孝	25回	14回
監査役	黒岩良樹	27回	14回
監査役	鈴木広典	17回	10回

- ・ 監査役鈴木広典氏は、平成23年10月20日就任以降開催の取締役会18回のうち17回に、また同期間開催の監査役会11回のうち10回に出席しております。
- ・ 取締役会及び監査役会における発言状況
 監査役岩田允孝氏は、取締役会の決議事項や報告事項について適宜質問するとともに必要に応じて独立した立場から意見を述べております。また、監査役会において議案審議に必要な発言を適宜行っております。監査役黒岩良樹氏は、取締役会の決議事項や報告事項について適宜質問するとともに必要に応じて独立した立場から意見を述べております。また、監査役会において議案審議に必要な発言を適宜行っております。監査役鈴木広典氏は、取締役会の決議事項や報告事項について税理士としての専門的な見地から適宜発言を行っております。また、監査役会において議案審議に必要な発言を適宜行っております。
- ・ 当社は、平成24年8月31日に、消費者庁より不当景品類及び不当表示法に基づく措置命令を受けました。
 在任していた、社外監査役岩田允孝氏、黒岩良樹氏及び鈴木広典氏は、日頃から法令遵守の視点に立ち取締役会等で適宜意見表明を行っておりました。また、判明後は、コンプライアンスの更なる強化を要請するなど、その職責を果たしております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,440千円

- (注) 1. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際財務報告基準(IFRS)に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。
2. 当社の重要な子会社のうち、Dr.Ci:Labo Company Limited、喜楽博股份有限公司、Ci:Labo USA, Inc. は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

国際財務報告基準(IFRS)に関する助言・指導業務であります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する
ための体制

取締役及び使用人は、コンプライアンスに関する規程の遵守、CP運営委員会等の設置・運営に加え、内部監査部門による業務活動全般にわたる監査の実施を通じ、企業活動における法令等遵守、公正性、倫理性を確保する。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
重要な意思決定及び報告に関する文書の作成、保存及び廃棄に関する体制を構築・運用し、関連規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に関する規程に従い、あらゆる緊急事態を想定したリスク管理体制の強化と実効性のある行動マニュアルを構築・運用するとともに、危機発生時に迅速かつ適切に対処できる体制を構築する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務執行について、役員規程等の諸関連規程に基づきそれぞれの権限及び責任を明確にして、業務執行手続が円滑になされ、効率的に遂行されることを図る。
- ロ. 諸関連規程に従い、経営に大きな影響を与える重要な事項について、合議制に基づいた慎重かつ着実な意思決定を行う。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 関連会社管理規程に従い、各社の経営計画の管理及び実績を評価しその適正を確保する。また、子会社を含め全社において企業理念と経営ビジョンの共有化を徹底するとともに、コンプライアンス研修を定期的に行い、適正なコンプライアンス体制・リスク管理体制を確保するとともに、さらなる強化を図る。
 - ロ. 子会社を包含した内部通報制度を運用するとともに、内部監査部門にて必要に応じて子会社の業務監査を実施することで、その適正を確保する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性確保について、金融商品取引法等の主旨に則り、財務報告に関する内部統制の構築・運用を行い、その有効性を継続的に評価、報告する。また、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じる。
- ⑦ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
- 健全な市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して、断固たる態度をとって一切の関係を遮断し、これらの勢力を助長する行為を行わないことを「ドクターシーラボ行動規範」で明確に宣言し、全社的に取り組むとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携をとりながら対応する。
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 取締役は、監査役を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合、監査役と協議し、常に適性を考慮した人選を行い、配慮する。
- ⑨ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 取締役及び使用人は、前号の使用人の人事異動、人事考課、懲戒等に関して、監査役会の事前の同意を得るものとする。

- ⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき等、法令及びその他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、その情報を遅滞無く監査役会に報告するものとする。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて適宜、業務執行の状況を報告するものとする。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は、監査役監査に関する役職員の理解を深めるとともに、監査役監査が円滑かつ効率的に遂行されるための環境を構築するよう努める。
 - ロ. 代表取締役は円滑な意思疎通を図るため、監査役会との定期的な意見交換会を開催する。
 - ハ. 内部監査部門及び会計監査人は監査役会と相互に連携を図り、監査役の監査業務が円滑かつ効率的に遂行されるよう努め、監査の実効性を高めるものとする。

(6) 会社の支配に関する基本方針

定めておりません。

連結貸借対照表

(平成24年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	19,468,279	流動負債	4,997,068
現金及び預金	8,981,240	買掛金	1,075,809
売掛金	5,834,602	未払金	1,576,222
有価証券	251,038	未払法人税等	1,555,026
製品及び商品	2,348,782	賞与引当金	87,301
原材料及び貯蔵品	1,513,828	ポイントサービス引当金	122,369
繰延税金資産	535,862	商品回収等関連費用引当金	383,000
その他	274,956	その他	197,339
貸倒引当金	△272,032	固定負債	218,334
固定資産	2,952,570	繰延税金負債	6,719
有形固定資産	446,676	退職給付引当金	90,226
建物	100,030	その他	121,389
工具器具備品	259,298	負債合計	5,215,403
その他	87,347	純 資 産 の 部	
無形固定資産	626,990	株主資本	17,308,494
ソフトウェア	591,800	資本金	1,201,810
その他	35,189	資本剰余金	1,679,210
投資その他の資産	1,878,902	利益剰余金	15,782,040
投資有価証券	13,300	自己株式	△1,354,566
関係会社株式	5,000	その他の包括利益累計額	△103,049
敷金差入保証金	217,355	為替換算調整勘定	△103,049
投資用不動産	1,552,151	純資産合計	17,205,445
その他	91,096	負債純資産合計	22,420,849
資産合計	22,420,849		

連 結 損 益 計 算 書

(平成23年8月1日から
平成24年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		39,082,421
売 上 原 価		6,896,368
売 上 総 利 益		32,186,053
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,222,317
営 業 利 益		8,963,735
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,019	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	14,468	
受 取 手 数 料	12,389	
償 却 債 権 取 立 益	5,007	
商 品 破 損 受 取 賠 償 金	3,762	
為 替 差 益	3,400	
そ の 他	5,731	47,779
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	432	
減 価 償 却 費	6,724	
支 払 手 数 料	4,205	
そ の 他	1,999	13,361
経 常 利 益		8,998,153
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	158	
新 株 予 約 権 戻 入 益	950	1,108
特 別 損 失		
商 品 回 収 等 関 連 費 用	423,906	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	22,900	
固 定 資 産 除 却 損 失	4,592	
減 損 損 失	4,559	455,959
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,543,302
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,612,764	
法 人 税 等 調 整 額	△105,573	3,507,190
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		5,036,112
当 期 純 利 益		5,036,112

連結株主資本等変動計算書

(平成23年8月1日から
平成24年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成23年8月1日 残高	1,189,540	1,666,940	19,811,733	△8,209,873	14,458,340
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	12,270	12,270			24,540
剰余金の配当			△1,682,068		△1,682,068
当期純利益			5,036,112		5,036,112
自己株式の取得				△528,429	△528,429
自己株式の消却			△7,383,736	7,383,736	－
新株予約権の発行					－
新株予約権の失効					－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	12,270	12,270	△4,029,692	6,855,307	2,850,154
平成24年7月31日 残高	1,201,810	1,679,210	15,782,040	△1,354,566	17,308,494

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
平成23年8月1日 残高	△10,235	△89,438	△99,673	－	14,358,666
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					24,540
剰余金の配当					△1,682,068
当期純利益					5,036,112
自己株式の取得					△528,429
自己株式の消却					－
新株予約権の発行				950	950
新株予約権の失効				△950	△950
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	10,235	△13,610	△3,375	－	△3,375
連結会計年度中の変動額合計	10,235	△13,610	△3,375	－	2,846,779
平成24年7月31日 残高	－	△103,049	△103,049	－	17,205,445

貸借対照表

(平成24年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	18,959,015	流 動 負 債	4,964,002
現金及び預金	8,597,662	買掛金	1,097,580
売掛金	5,857,636	未払金	1,565,649
有価証券	200,838	未払消費税等	53,710
製品及び商品	2,282,896	未払法人税等	1,551,840
原材料及び貯蔵品	1,501,917	預り金	42,132
前払費用	101,797	賞与引当金	87,301
繰延税金資産	526,773	ポイントサービス引当金	122,369
その他	162,293	商品回収等関連費用引当金	383,000
貸倒引当金	△272,799	その他	60,418
固 定 資 産	3,433,183	固 定 負 債	211,615
有 形 固 定 資 産	428,641	退職給付引当金	90,226
建物	89,677	その他	121,389
工具器具備品	251,616		
その他	87,347	負 債 合 計	5,175,617
無 形 固 定 資 産	623,109	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	587,919	株 主 資 本	17,216,580
ソフトウェア仮勘定	10,518	資本金	1,201,810
商標権	24,525	資本剰余金	1,679,210
その他	145	資本準備金	1,679,210
投 資 其 他 の 資 産	2,381,431	利 益 剰 余 金	15,690,126
投資有価証券	13,300	利益準備金	535
関係会社株式	508,340	その他利益剰余金	15,689,591
関係会社長期貸付金	19,542	別途積立金	5,560,000
破産更生債権	11,000	繰越利益剰余金	10,129,591
長期前払費用	7,642	自 己 株 式	△1,354,566
敷金差入保証金	207,400	純 資 産 合 計	17,216,580
投資用不動産	1,552,151		
繰延税金資産	73,001	負 債 純 資 産 合 計	22,392,198
その他	9,823		
貸倒引当金	△20,771		
資 産 合 計	22,392,198		

損 益 計 算 書

(平成23年8月1日から
平成24年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		38,633,787
売 上 原 価		6,886,496
売 上 総 利 益		31,747,290
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,829,304
営 業 利 益		8,917,986
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,485	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	13,974	
受 取 手 数 料	12,389	
為 替 差 益	3,177	
そ の 他	14,464	47,492
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	432	
支 払 手 数 料	4,205	
そ の 他	8,734	13,372
経 常 利 益		8,952,106
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	158	
新 株 予 約 権 戻 入 益	950	1,108
特 別 損 失		
商 品 回 収 等 関 連 費 用	423,906	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	22,900	
減 損 損 失	4,559	
固 定 資 産 除 去 損	4,374	455,741
税 引 前 当 期 純 利 益		8,497,474
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,610,700	
法 人 税 等 調 整 額	△109,318	3,501,382
当 期 純 利 益		4,996,091

株主資本等変動計算書

(平成23年8月1日から
平成24年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
				別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
平成23年8月1日 残高	1,189,540	1,666,940	1,666,940	535	5,560,000	14,199,304	19,759,839	△8,209,873	14,406,446
事業年度中の変動額									
新株の発行	12,270	12,270	12,270						24,540
剰余金の配当						△1,682,068	△1,682,068		△1,682,068
当期純利益						4,996,091	4,996,091		4,996,091
自己株式の取得								△528,429	△528,429
自己株式の消却						△7,383,736	△7,383,736	7,383,736	-
新株予約権の発行									-
新株予約権の失効									-
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）									-
事業年度中の変動額合計	12,270	12,270	12,270	-	-	△4,069,713	△4,069,713	6,855,307	2,810,134
平成24年7月31日 残高	1,201,810	1,679,210	1,679,210	535	5,560,000	10,129,591	15,690,126	△1,354,566	17,216,580

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成23年8月1日 残高	△10,235	△10,235		14,396,211
事業年度中の変動額				
新株の発行				24,540
剰余金の配当				△1,682,068
当期純利益				4,996,091
自己株式の取得				△528,429
自己株式の消却				△528,429
新株予約権の発行			950	950
新株予約権の失効			△950	△950
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）	10,235	10,235	-	10,235
事業年度中の変動額合計	10,235	10,235	-	2,820,369
平成24年7月31日 残高	-	-	-	17,216,580

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年9月14日

株式会社ドクターシーラボ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真一郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善方 正義 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ドクターシーラボの平成23年8月1日から平成24年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドクターシーラボ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年9月14日

株式会社ドクターシーラボ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真一郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善 方 正 義 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ドクターシーラボの平成23年8月1日から平成24年7月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年8月1日から平成24年7月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 当社は、事業報告に記載のとおり、超音波美顔器に関する広告物の表示について、平成24年8月31日に消費者庁より不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令を受けました。
監査役会は、当該事項について取締役から説明を受け、原因究明が行われ、再発防止が図られつつあることを確認しています。また、今後はコンプライアンスの更なる徹底が図られるよう監視を強化してまいります。上記以外については、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年9月18日

株式会社ドクターシーラボ 監査役会

常勤監査役 岩 田 允 孝 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 黒 岩 良 樹 ㊟

社外監査役 鈴 木 広 典 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第14期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7,900円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,968,608,900円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成24年10月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

①社外取締役として有能な人材を迎えることができるようにするため、社外取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を、変更定款案第27条として新設するものであります。

なお、社外取締役との責任限定契約の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

②条文の新設に伴い、現行定款第27条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(社外取締役との責任限定契約)</u> <u>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> (以下の条数を繰り下げる)

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役岩田允孝氏及び監査役黒岩良樹氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査体制の強化、充実を図るため1名増員し、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位並びに重要な兼職状況	所有する当社の株式数
1	黒岩良樹 (昭和25年8月30日生)	昭和48年4月 住友商事株式会社入社 平成6年7月 シンガポール住友商社会社取締役 財務・経理部長 平成13年3月 株式会社豆蔵入社 平成13年12月 同社取締役管理本部長 平成18年3月 株式会社鴻代表取締役社長 平成20年10月 当社監査役(現任) 平成23年6月 医療法人社団鴻鵠会理事(現任) 平成24年6月 株式会社テクノスジャパン監査役(現任)	—
2	※吉岡文男 (昭和29年11月25日生)	昭和52年4月 コピア株式会社(現キャンノンファインテック株式会社)入社 平成13年2月 当社入社 平成15年12月 当社製品部長 平成17年3月 当社内部監査部長 平成19年2月 当社管理部長 平成19年12月 当社監査室長 平成22年2月 当社内部監査部長 平成22年12月 当社内部監査部長兼ロジスティック部長 平成23年3月 当社ロジスティック部長 平成24年8月 当社監査役室付(現任)	70株

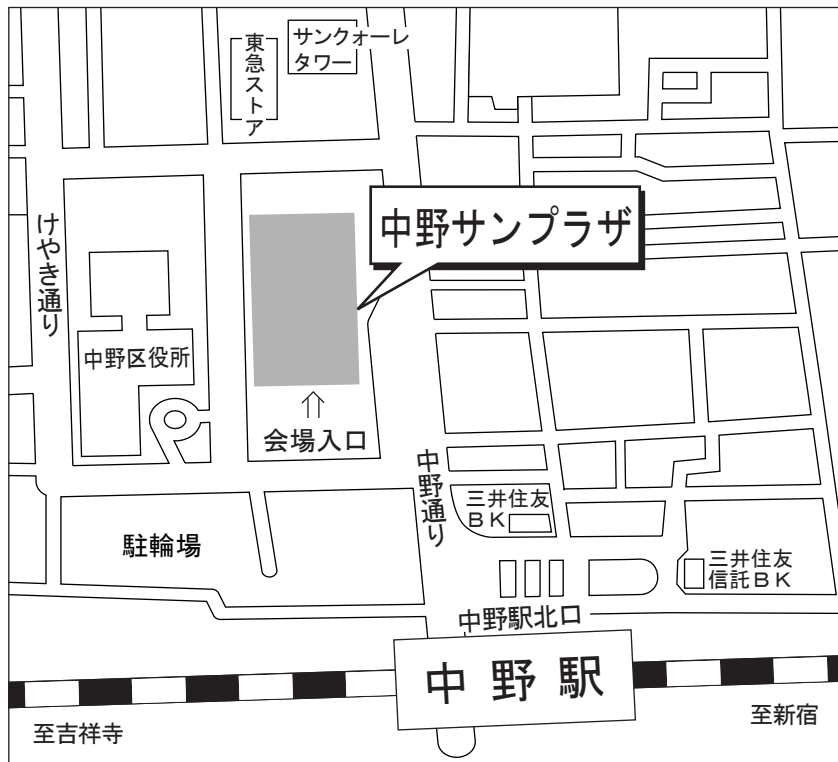
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位並びに重要な兼職状況	所有する当社の株式数
3	※ 須田 清 (昭和19年11月17日生)	昭和45年4月 東京弁護士会弁護士登録 昭和47年3月 須田清法律事務所開設 昭和55年4月 埼玉県医師会法律顧問(現任) 平成8年4月 東京弁護士会副会長 平成12年4月 関東弁護士会連合会副理事長 平成14年4月 大東文化大学法科大学院教授(現任) 平成18年11月 NPO法人市民生活安全保障研究会代表理事(現任)	—

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 黒岩良樹氏及び須田清氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- ①黒岩良樹氏を社外監査役候補者とした理由は、財務分野に明るく、産業界の動向に関して幅広い経験と見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したものであります。
- なお、同氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。
- ②須田清氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な知識・経験等を有していることから、適切な経営監視をしていただけると判断したものであります。
- なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を遂行できるものと判断いたしました。
- ③社外監査役黒岩良樹氏が、社外監査役として在任中の平成24年8月31日に当社は、超音波美顔器に関する広告物の表示について、消費者庁より、不当景品類及び不当表示法に基づく措置命令を受けました。社外監査役である黒岩良樹氏は、日頃から法令遵守の視点に立ち取締役会等で適宜意見表明を行っておりました。当該事実の判明後は、コンプライアンスの更なる強化を要請するなど、その職責を果たしております。また、当該事項について、取締役から原因究明が行われ再発防止が図られつつあることを確認しています。
- ④当社は、黒岩良樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、須田清氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は社外監査役候補者のうち、黒岩良樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ サンプラザホール



交通のご案内

< J R > 中央線・総武線中野駅北口より徒歩約1分

< 地下鉄 > 東京メトロ東西線中野駅北口より徒歩1分